

いいがいネット連携委員会会則

(名称)

第1条 本委員会は、「いいがいネット連携委員会」と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、金沢市域全域を対象として、在宅医療介護連携の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は、次の事業を行う。

- (1) 在宅医療及び医療・介護連携の推進を図るための連携ルールの普及に関すること。
- (2) 多職種を対象とした在宅医療及び医療・介護連携に関する研修等の実施に関すること。
- (3) その他本委員会の目的達成上必要なこと。

(委員)

第4条 本委員会は、第2条の目的に賛同する医療・介護・福祉等の事業に従事する者をもって構成する。

2 委員の任期は、4月1日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 本委員会に、次の役員を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長 1名(会務を総括し本委員会を代表する。)
- (2) 副委員長 若干名(委員長を補佐する。なお、副委員長のうち1名を委員長代理とし、委員長が職務不能のときにその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。)

(副委員長・委員長代理の選任)

第6条 委員長は、第2条の目的に基づき、委員の中から副委員長・委員長代理を指名する。

(会則の変更)

第7条 本会則は、委員の過半数の賛成により、変更することができる。

附 則

- 1 本会則は、令和4年8月30日から施行する。
- 2 本会則の施行後最初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。